

令和 6 年 第 7 回定例会

道 志 村 議 会 会 議 録

令和 6 年 12 月 3 日 開 会

令和 6 年 12 月 6 日 閉 会

道 志 村 議 会

令和6年第7回道志村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 （12月3日）

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため議場に出席した者の職氏名	3
○開会の宣告	4
○村長挨拶	4
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	6
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○一般質問	9
長 田 和 夫 君	9
佐 藤 広 一 君	15
仲 井 義 晶 君	19
○散会の宣告	26

第 2 号 （12月6日）

○議事日程	29
○出席議員	30
○欠席議員	30
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	30
○職務のため議場に出席した者の職氏名	30
○開議の宣告	31

○諸般の報告	3 1
○日程の追加	3 1
○承認第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 2
○議案第 5 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 3
○議案第 5 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4
○議案第 5 4 号から議案第 5 7 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	3 5
○議案第 5 8 号から議案第 6 4 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	3 9
○議案第 6 5 号及び議案第 6 6 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	4 3
○閉会中の継続調査について	4 5
○村長挨拶	4 5
○閉議の宣告	4 7
○閉会の宣告	4 7
○署名議員	4 9

道志村告示第 17 号

令和 6 年第 7 回道志村議会定例会を次のとおり招集する。

令和 6 年 11 月 11 日

道志村長 長 田 富 也

記

1 期 日 令和 6 年 12 月 3 日（火）

2 場 所 道志村役場 2 階 議場

◎応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	山 口 栄 一 君	2番	佐 藤 進 君
3番	長 田 和 夫 君	4番	佐 藤 建 蔵 君
5番	半 田 博 敏 君	6番	佐 藤 広 一 君
7番	仲 井 義 晶 君	8番	佐 藤 真 澄 君
9番	杉 本 孝 正 君	10番	佐 藤 光 栄 君

不応招議員（なし）

令和6年第7回道志村議会定例会

議事日程（第1号）

令和6年12月3日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 諸般の報告
 - 第 2 会議録署名議員の指名
 - 第 3 会期の決定
 - 第 4 一般質問
-

出席議員（10名）

1 番	山 口 栄 一 君	2 番	佐 藤 進 君
3 番	長 田 和 夫 君	4 番	佐 藤 建 蔵 君
5 番	半 田 博 敏 君	6 番	佐 藤 広 一 君
7 番	仲 井 義 晶 君	8 番	佐 藤 真 澄 君
9 番	杉 本 孝 正 君	10 番	佐 藤 光 栄 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	長 田 富 也 君	教 育 長	半 田 昭 仁 君
総 務 課 長	菅 谷 克 士 君	住民健康課長	山 口 かおり 君
産業振興課長	山 口 俊 一 君	ふるさと振興課長	金 子 尚 章 君
教 育 課 長	山 口 登 美 君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 佐 藤 勇 樹 君

◎開会の宣告

○議長（佐藤光栄君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、令和6年第7回道志村議会定例会は成立しましたので、これより開会いたします。

（午前10時00分）

◎村長挨拶

○議長（佐藤光栄君） ここで、長田村長から招集の挨拶をお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 村長、長田富也君。

〔村長 長田富也君 登壇〕

○村長（長田富也君） おはようございます。

令和6年第7回道志村議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和6年第7回道志村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さんにはご多忙にもかかわらず、ご参集をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、広報どうし12月号でもご報告しておりますが、11月2日に道志小中学校体育館を会場に演歌特別鑑賞会を開催いたしました。これは、全ての村民に芸能という文化に触れて楽しんでもらうことと、コロナ禍の外出制限により村民同士の交流の機会も少なくなっていたことから、多くの村民が集う機会をつくり、活気ある村を取り戻し、生きがいを持っていたとこうと計画したものであります。

当日はあいにくの天気にもかかわらず多くの村民の皆さんにご来場いただき、石原じゅんこさん、松坂ゆうきさんといった一流の歌手の演歌に魅了されていました。司会をお願いしたお笑い芸人のお二人や石原さん、松坂さんの軽快なトークで会場は大いに盛り上がり、久しぶりに村が一つとなった意味あるイベントにできたと思っております。

当日参加した村民からは、開催に対する感謝の言葉をいただくことができました。また、都合があつて来場できなかった村民からも、来年も開催してほしいとの意見をいただいております。

今後も村民の皆さんが元気になり、生きがいを感じる事業を創出してまいりますので、議員の皆さんにおいても、一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

さて、私は村長就任時から「安心・安全で豊かな道志村づくり」をテーマに、様々な施策

に取り組んでまいりました。中でも、子や孫の世代でも村に住んでもらえるために、地域強靱化によるインフラ整備の必要性を訴えてまいりました。国道や県道の改良は山梨県の事業であります、私も町村会会長として県道路整備促進協会の会長を務めており、県土整備部とともに、県選出の国会議員の先生方の協力をいただきながら、国土交通省や関東地方整備局に道路関係予算の確保の要望活動を行ってまいりました。先月だけで5回にわたり国を訪れ、県砂防協会の副会長として県事業とともに村の地域強靱化の必要性を訴えてまいりました。

山梨県でも県公共事業評価委員会において、県道都留道志線新道坂トンネルの事業評価では、災害に強い道路の確保や、都留市へのアクセス向上が期待される必要性が高い事業として実施が妥当との評価をいただくことができました。

就任以来、村民の皆さんの安心・安全のために強く必要性を訴えてきた事業が、ようやく歩み出したと感謝しておりますが、これもひとえに議員をはじめ住民の皆さんのご理解、ご協力のたまものと感謝しております。

また、今年度より強化しております子育て支援パッケージ事業では、全国トップクラスの子育て支援施策をそろえ、魅力ある村を創出し、特に若年の世帯が住んでみたい村、住んでよかった村だと思えるよう取り組んでおります。

これからも、村民の皆さんが真に豊かさを実感できる村づくりに取り組んでまいりますので、議員の皆さんにおいても引き続きご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

さて、本定例会に付議します案件は、人事院勧告における国家公務員の改定や、山梨県人事委員会の勧告に伴う山梨県職員の改定に準じて行う道志村の職員給与条例の一部を改正する条例のほか、3つの条例改正、一般会計補正予算（第5回）ほか4つの特別会計及び2つの公営企業会計の補正予算など、13の議案と専決処分の承認1件となっております。

議案の詳細につきましては、議案審議で詳しくご説明させていただきますので、ご審議のほどよろしく願いいたしまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（佐藤光栄君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐藤光栄君） 本日の議事は、配付してあります日程表第1号のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（佐藤光栄君） 日程第1、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和6年8月、9月、10月分の例月出納検査結果についての報告書が提出されております。その写しをお手元に配付しておきました。

次に、本日までに受理した請願は、お手元に配付してあります請願文書表のとおりとなっております。請願第2号については、総務文教常任委員会に付託しますので、本会期中に委員会を招集し審議をお願いいたします。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、議長において今定例会に村長及び教育長に対し説明員の出席要求を行いました。

次に、令和6年第6回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。

議会運営委員長、佐藤進君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 佐藤進君。

〔議会運営委員長 佐藤 進君 登壇〕

○議会運営委員長（佐藤 進君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和6年第6回定例会において、議会の運営に関する事項について継続調査を要する旨を議長に申し出、令和6年9月20日の本会議において議決された件についての報告であります。

11月19日の全員協議会において議員の成り手不足の対策についてそれぞれの意見を聞き、今後も協議を継続することとした。

11月27日午後1時30分より、議会控室において委員会を招集し、委員4名と議長、提出議案説明のため総務課長、職務のために議会事務局長の出席がありました。

議決された事項は、次のとおりです。

1. 本定例会の会期は本日より12月6日までの4日間とし、配付してある日程のとおりとすること。

2. 一般質問の通告者は3名です。

3. 請願書については総務文教常任委員会に付託すること。

4. 議会運営委員会の閉会中の継続調査を申し出ること。

以上の4項目について決定しました。

以上で、議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終わります。

○議長（佐藤光栄君） 総務文教常任委員長、佐藤建蔵君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 佐藤建蔵君。

〔総務文教常任委員長 佐藤建蔵君 登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤建蔵君） 総務文教委員会の閉会中の継続調査について、報告させていただきます。

令和6年第6回定例会において、所管事務の調査を要する旨を議長に申し出、9月20日の本会議において議決された件についての報告であります。

10月16日午後0時30分より、同市村立道志中学校で行われた令和6年令和の山梨教育活動モデル事業公開研修会に委員5名出席いたしました。

11月14日午後7時より、やまゆりセンターで行われました路線バス利用に対する意見交換会に、委員4名出席いたしました。

11月17日午後1時30分より、大月市民会館で行われた東部地域の議員と住民が共に学ぶ研修会「ジェンダー平等を学ぼう」に3名の委員が出席いたしました。

以上で、総務文教委員会の閉会中の継続審査についての報告です。

また、委員会の閉会中の継続調査の申出につきましては、所管事務の調査について今後も継続する調査をすることを決定いたしましたので、会議規則の規定により、議長に申出いたしました。

以上で、総務文教の閉会中の報告は終わります。

○議長（佐藤光栄君） 建設厚生常任委員長、佐藤広一君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 佐藤広一君。

〔建設厚生常任委員長 佐藤広一君 登壇〕

○建設厚生常任委員長（佐藤広一君） 建設常任委員会継続審査について事務局に2024年11月20日に提出、建設常任委員会の閉会中の継続審査について報告させていただきます。

令和6年第6回定例会において、所管の調査を要する旨を議長に対し申し出、9月20日に、本会議において決議された件について報告です。

11月21日午前9時より、議員控室において建設常任委員会を開催しました。議長並び委員全員が、議会事務局長の出席があり、福祉センター道志茶屋事業研修について協議・検討の上、11月28日、議員5人が現場を視察、福祉センター道志茶屋の実施している事業について研修会を行いました。

また、建設常任委員会では、今後も継続審査を利用することと決定したので、所管事務の調査について会議規則の規定により閉会中の継続審査を議長に申出いたしました。

以上で、建設常任委員会の開催中の継続報告をさせていただきます。

○議長（佐藤光栄君） 広報常任委員長、佐藤真澄君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 佐藤真澄君。

〔広報常任委員長 佐藤真澄君 登壇〕

○広報常任委員長（佐藤真澄君） 広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和6年第6回定例会において、所管事務の調査を要する旨を議長に対し申し出、9月20日の本会議において議決された件についての報告であります。

9月23日午前10時より、議員控室において広報常任委員会を開催いたしました。委員全員、議会事務局長の出席があり、道志議会だより第64号についてレイアウトや掲載する記事の内容について協議・編集を行い、9月30日の印刷が終了し、10月1日各自治会長により配布していただきました。

10月29日、30日の2日間、茨城県的美浦村において山梨県町村議会広報研修会があり、委員全員が参加しました。

11月15日午後2時から、甲府の自治会館において町村議会広報委員長会議があり、私佐藤が出席しました。

11月27日午前9時30分より、議員控室において委員全員、議会事務局長の出席があり、道志議会だより第65号のレイアウトや掲載する内容、日程について協議しました。

以上、広報常任委員会の閉会中の継続調査の活動内容でしたので報告させていただきます。

また、委員会後、閉会中の継続調査の申出につきましては、所管事務の調査について今後も継続調査を要することと決定しましたので、会議規則の規定により議長に申出いたしました。

以上で、広報常任委員会の閉会中の継続調査の報告といたします。

以上です。

○議長（佐藤光栄君） 議場の中では携帯電話、スマホの電源を切るかマナーモードにしてくださいと思います。よろしくお願いします。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐藤光栄君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定により、第7番議員、仲井義晶君及び第8番議員、佐藤真澄君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（佐藤光栄君） 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から6日までの4日間としたいと思いを。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6日までの4日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（佐藤光栄君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告者は3名です。

◇ 長 田 和 夫 君

○議長（佐藤光栄君） それでは、通告1番、第3番議員、長田和夫君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 3番議員、長田和夫君。

〔3番 長田和夫君 登壇〕

○3番（長田和夫君） 着座で質問でよろしいのでしょうか。

それじゃ、すみません、着座でやらさせていただきます。

それでは、早速一般質問をさせていただきます。

まず、1 番ですが、耕作放棄地の取組についてという形でございます。

耕作放棄地とは、所有している農地のうち過去 1 年以上作付をせず、しかも、この数年の間に再び耕作する考えのない土地と定義されています。農業者の高齢化が進み、耕作放棄地がさらに増えるものと危惧されます。耕作放棄地の増加に伴い耕作地が雑草地となり、イノシシ、鹿等の格好のすみかとなり、また、それにつれてヤマビルも増加します。里地里山を守るには、耕作放地の草刈り等を行う環境整備が必要と考えます。

そこで、次の点について伺います。

まず、1、耕作放棄地の現状について村は把握しておりますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） それでは、長田議員のご質問にお答えさせていただきます。

毎年 9 月に農業委員会において道志村全域で農地の利用状況調査を実施する中で、耕作放棄地についても把握させていただいております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 長田和夫君。

○3 番（長田和夫君） 質問という形になりますが、どのくらいの範囲で、どのくらいの大きさということは把握していますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） お答えさせていただきます。

道志村におきまして農用地総面積は、令和 5 年度現在でございますけれども、329.1ヘクタールでございます。そのうち耕作放棄地の面積につきましては47.9ヘクタール、全体の14.6%というふうに把握させていただいております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 長田和夫君。

○3 番（長田和夫君） それは、ここ数年増えているんでしょうか、それとも減っているんでしょうか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） お答えさせていただきます。

この耕作放棄地については、微増ではありますけれども、年々増えている状況でございます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 長田和夫君。

○3番（長田和夫君） それじゃ、2番にいきたいと思います。

最近荒廃農地を多く見られるようになりましたが、付近の住民は迷惑を被っております。耕作放棄地をなくすための対策はしていますか。また、荒廃農地で迷惑をしている住民について対応はしていますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） お答えさせていただきます。

村では、耕作放棄地をなくすための対策として、耕作地への侵入を防ぐ鳥獣害防護柵を修繕、それから新設を行っております。また、広報でも周知をさせていただいておりますけれども、個人で防護柵等の防除施設を整備する方へ購入費用の一部助成、それから、米作り推進事業におきましても、水稻苗を購入した方への補助を行っております。このような対策を行うことで生産意欲の向上を図り、耕作放棄地の解消につながればと考えております。

また、荒廃農地で迷惑している住民の方への対策は行っておりませんが、広報や農業委員を通じまして、荒廃農地の所有者に対しまして荒廃を解消するよう促していきたいと、そのように思っております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 長田和夫君。

○3番（長田和夫君） 大体内容は分かりました。

それじゃ、3番に移りたいと思います。

耕作放棄地の原因の一つになっている後継者の育成は行っていますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） お答えさせていただきます。

後継者の育成に関しましては、就農者が生計を維持していくために、道の駅で農産物等の出荷の受入れ、それから、村においてもふるさと納税の返礼品登録など販路の拡大を強化しているところでございます。

一方で、後継者不足という点も課題となっておりますので、新たな後継者を増やすための新規就農者向け助成制度等も今後周知をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 長田和夫君。

○3番（長田和夫君） 実際に、質問なんですが、講習会等とかは、農業の講習会、機械の使うための講習会、そういうふうなことはされておりますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） お答えさせていただきます。

機械に関する講習会は実施してございませんけれども、農業におけます新たな品種への取組ですとか、そういったものにつきましては、農務事務所さんのほうから情報提供いただいたり、場合によっては現地に来ていただいたりして、農業者の方に育成というか研修ということとさせていただきます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 長田和夫君。

○3番（長田和夫君） 内容は分かりました。

じゃ、この耕作放棄地の取組について最後4番目となります、今後耕作放棄地の利用は考えておりますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） お答えさせていただきます。

耕作放棄地につきましては、まず農地としての活用を考えてございます。同時に、米作りの推進、それから道の駅への出荷等をしっかり促していきたいというふうに考えております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 長田和夫君。

○3番（長田和夫君） じゃ、大体内容については、耕作放棄地の取組については以上となります。ありがとうございました。

続きまして、子育て環境に必要な公園、広場についてという質問でございます。

少子高齢化が進む道志村にあって、子供の数を増やすために数々な子育て支援を打ち出しております。私は、道志村の子育て支援は他市町村に比べ劣っているとは思っていませんが、子育て中の皆さんから聞こえてくるのは、子供の遊べる場所が近くにないという声でございます。

財政的に新しい公園の建設は難しいとの考えを聞いておりますが、子供の発育にはボール遊びや昆虫、植物との触れ合い等が大変必要で重要なものだと考えます。

そこで、次の点について伺います。

まず、1番、現在ある施設、公園などを活用して幼児が安全に遊べることができる場所を整備する考えがあるのかお聞きしたいです。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 住民健康課長、山口かおり君。

○住民健康課長（山口かおり君） それでは、長田議員ご質問の現在ある施設、公園などを活用して幼児が安全に遊べることができる場所を整備する考えがあるかについてお答えいたします。

道志村では現在、計画期間を令和7年度から5年間とした子供計画の策定を行っております。計画の策定に当たり、今年8月に子育て中の保護者にアンケート調査を実施し、公園整備についてもご意見を伺ったところです。

今後公園整備については、アンケート調査の結果も考慮し、現在ある施設、公園の活用も視野に入れ検討してまいります。

なお、現在においても道志村保育所の園庭を休所日に一般開放するなど、既存施設の活用も行っております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 長田和夫君。

○3番（長田和夫君） ということは、すぐに公園整備をするということではないということ
でございましょうか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 住民健康課長、山口かおり君。

○住民健康課長（山口かおり君） 公園整備につきましては、公園の規模ですとか公園の場所、
公園整備に必要な遊具等をアンケート調査の中で聞いております。今先ほども申し上げまし
たとおり子供計画のほうを策定しておりますので、その辺を考慮する中で、計画のほうにま
ずは位置づけをしまして、今後整備のほうを行っていく予定と考えております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 長田和夫君。

○3番（長田和夫君） それじゃ、大体内容は分かっておりますので、そんな向こうに行かな
いで整備するという形で考えております。

それじゃ、2番、整備に必要な予算という形でございますので、ふるさと納税の医療・福
祉環境の充実に関する事業子育て環境の充実を活用して行えないかお聞きしたいです。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） 長田議員の質問にお答えいたします。

ふるさと納税の基金の使途は、寄附をされた方の思いを反映する事業に限定されます。公
園整備や遊具設置に関しては、医療福祉環境の充実に関する事業に該当いたしますので、ふ
るさと納税の基金を充当可能となります。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 長田和夫君。

○3番（長田和夫君） 分かりました。

予算的には使えるという形でございますので、早急にこの辺もお願いしたいなと思ってお
ります。

それでは、3番にまいります。

近隣市町村には、全面芝生の公園があります。これは、山中湖きららさんとか富士吉田パ
インズパーク。今後同じような公園設備計画はありますかということです。お願いいたしま

す。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） それでは、お答えをさせていただきます。

今のところ、同じような規模の整備計画はございませんけれども、まずは現在整備が完了している善之木コミュニティーセンター、それから神地農村公園の芝生広場をしっかりと管理していきたいというふうに考えております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 長田和夫君。

○3番（長田和夫君） 私はつい最近ですが、孫と鳴沢村の芝生公園に行って遊んできました。大きい芝生公園に幼児の遊具がされておりました。同じ村ですので、鳴沢村のあれだけ大きい地区のところに、あんなに大きい公園が必要あるのかなとは思いついて遊んでみました。約二、三時間遊んだんですが、非常にいい公園で、のびのびできるような公園でございましたので、ぜひとも整備計画をつくっていただいて、大きい芝生の公園をぜひつくっていただきたいなと思いますので、今後また整備計画のほうを計画の中に入れていただいてつくっていただきたいなと、こう思っております。

一応、私は今回の2点一般質問を以上となります。ありがとうございました。

○議長（佐藤光栄君） 通告1番、長田和夫君の一般質問を終わります。

◇ 佐 藤 広 一 君

○議長（佐藤光栄君） 次に、通告2番、第6番議員、佐藤広一君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 6番議員、佐藤広一君。

〔6番 佐藤広一君 登壇〕

○6番（佐藤広一君） 座ったままで質問をいたします。

道の駅どうし騒音対策について。

近年、道の駅どうしには外国人の増加も増え、観光客が多数来場しており、道の駅どうしは本県でもトップクラスの集客を誇り、大変なにぎわいのことです。村民としても誇りに思い誠にうれしかぎりですが、道の駅どうしの周辺では、連日多数の来場者によるバスや自

家用車、そして利用者による大声で騒ぐ声など、かなりの騒音が周辺地域に響きわたり、道の駅周辺住民には精神的な苦痛を含む多大なる迷惑がかかっている状態であります。

そこで、コンビニストア、スーパーマーケットなどに掲示してある騒音対策の看板、来場者に対するアイドリングに対する規制や排気ガスに対する対応も含む、また、防音壁の設置なども含むそれらの対策として具体的な対応を伺いいたします。

村長さん、お願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） じゃ、私も座ったままで佐藤議員の質問にお答えします。

道の駅どうしにつきましては、平成11年4月にオープンして以来25年が経過いたしました。毎年80万人ほどの観光客などがご利用されており、村にとっても重要な施設となっております。

騒音対策としましては、既に第一駐車場の国道側及び第二、第三駐車場の夜間閉鎖、駐車場内における騒音などの注意看板の設置、警察によるパトロールなどの実施により騒音の軽減につながるよう対応させていただいております。騒音看板につきましては老朽化もしておりますので、表記の内容も含め来場者に分かりやすい看板を設置できるよう検討させていただきます。

防音壁につきましては景観に配慮し、今のところ設置の予定はございません。国道沿いに植栽を施し騒音の軽減を図らせていただいております。道の駅周辺の住民の皆さんにはご不便、ご迷惑をおかけしておりますが、引き続きご理解、ご協力をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 佐藤広一君。

○6番（佐藤広一君） ありがとうございます。

村長さんの言葉も分かりますけれども、今は道の駅周辺では本当にかかなりの騒音が響きわたっております。その騒音は、ありがたいことだと思っています。道志村に来場して来た人たちが、道の駅で何かを物色して買っていただく、そんなありがたいことはないと思いますが、それは大変ありがたいと思います。

でも、まだまだ道の駅の対する周囲環境は、まだ都会の人から見るとちょっとおぼつかな

いところがあると思います。もっともっと田舎なら田舎っぽい周囲環境、また、バイクによる夜間の騒音、アイドリングストップとかそういった看板をもっと夜中にも見えるような、夜光的な看板も設置していただきたいと思いますが、いろいろ質問はありますけれども、夜間です、夜間のことが一番大事です。

昼間は6時から朝8時ぐらいまでは、皆さんが静かなところで生活をしたいと思います。昼間はどんな弊害でもうれしく思います。ですから、夜の対策をもう少し考えてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

村長さん。

○村長（長田富也君） 議員のおっしゃることは、本当ご迷惑かけていると思うんですけども、夜の対策を早急に考えて、どういうことをしたらいいか、騒音防止ですからできることを相談してやってみますので。

以上でございます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 佐藤広一君。

○6番（佐藤広一君） ありがとうございます。

なかなか村長さんのお言葉をいただいても、なかなか実行に移すのは何週間か後、何か月か後だと、そういった格好ですけれども、大至急そういった看板とか、道の駅周囲の住民の皆さんに少し反映するような看板とか、そういった心遣いをお願いいたします。ありがとうございます。

次の質問です。

神地地内神地沢水害対策について。

都留市に向かう道坂トンネルから道志川に合流しているのが神地沢です。この神地沢は、大正9年の台風による豪雨災害で氾濫が起こり、神地地内で数名の死者を出した経歴に残る大災害になりました。

その災害から100年余り経過しておりますが、いまだに神地沢に対する安全対策がなされておきませんので、二度と同様な災害に遭わないためにも、早急に水害対策の実行をしていただく必要があると考えております。

そこで、水害、災害に対する村としての県に対してどのような対応をしているのか伺いたします。

産業課長さん、お願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） それでは、佐藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

令和４年度に神地沢の砂防工事を村から県へ要望をさせていただきまして、現在事業化されたと聞いてございます。

以上です。

○６番（佐藤広一君） ありがとうございます。

神地沢は大変に……。

○議長（佐藤光栄君） 発言は……。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 佐藤広一君。

○６番（佐藤広一君） ありがとうございます。

神地沢は大変に水の多いところであります。道坂トンネルから下に扇のように下が狭くなっておりますので、大雨が降ると一気に水が増水して流れてきます。そのような神地沢をもっともっと安全な対策で、早急にそういったことを当局でもしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

産業課長さん、お願いします。

○議長（佐藤光栄君） 再質問ですか、今のは。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口俊一君） 先ほど申し上げさせていただきました。現在事業化されたというふうに県のほうから伺っておりますけれども、スピード感を持って現場のほう入っていただけるように、再度村から要望させていただきます。

それから、村の事業としまして、現在国道から道坂地区に数十メートル入ったところの護岸が一部崩れているところがございます。この部分についても、現在工事させていただいておりますので、しっかり安全対策という意味も含めて実施をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 佐藤広一君。

○6番（佐藤広一君） ありがとうございます。

早急にそういったことを、地域の対策のために尽力していただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤光栄君） 通告2番、佐藤広一君の一般質問を終わります。

◇ 仲 井 義 晶 君

○議長（佐藤光栄君） 次に、通告3番、第7番議員、仲井義晶君の発言を許します。

○7番（仲井義晶君） 質問させていただきます。

1つ、令和7年度から路線バスの一部廃止について質問させていただきます。

9月議会でのデマンド公共交通に質問を行いました。タクシーの利用助成、高齢者サポート料金補助を既に実施している。足の確保は村民のニーズの把握を行い、現状では自助・共助をお願いしているとの回答ありました。

ところが、2024年11月14日、山日新聞に掲載された記事では「小菅バス路線平日廃止」とあり、西東京バスは「利用者減少、物流が滞る2024年問題」等で運転者が不足したことが理由で、村との協議で縮小を決めたとありました。以前から村営バスを運行していたので、利用者に不便ならないような対応が取れたようです。

ところが、最近対岸の火事とは思えないような、小菅村と全く同じ理由から、富士急バスから令和7年度から都留・山中湖方面の減便の申出があり、道志村と協議を行っているようです。

公共交通問題は、全ての村民が不安のない生活を送ることが第一の目的です。村民の利便性を図るために、これまで行政もアンケートの実施や村民や議会の側からも請願等が提出されています。バス会社の都合という選択の余地がない中、今自助・共助でこの現状を乗り切ることは困難であると考えます。

つきましては、次の3点についてお答えください。

1、富士急からの申入れについて、いつ、どのような経緯でどのような内容だったのか、村民にも情報を周知させることは必要だと思いますが、村長の考えをお聞かせください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 仲井議員の住民への情報の周知の質問にお答えします。

質問に、足の確保は現状では自助・共助をお願いしているとの回答があったとあります。

しかし、私は9月定例会において自助・共助に加え、常に公助として福祉タクシー助成やシルバー定期券補助などを行っている。そこで、公助による事業の推移・検証を行って、村民ニーズがどこにあるのか、その把握に努めていると答弁しました。

議員からの質問に対しては、十分な検討を行って責任持って答弁していますので、誤解のないようお願いします。

ところで、村民への情報提供につきましては、開かれた行政運営を進める上で、極めて重要であることは当然です。しかしながら、検討段階の様々な情報をむやみに提供することは、かえって村民に不要な混乱を招くことになりません。村として発する情報は適切なタイミングで行うことが肝要であると考えております。

これ以上詳細については、担当課長のほうから答弁させていただきます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） ふるさと振興課長。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） 引き続き、仲井議員の質問にお答えさせていただきます。

減便の申出があったのは5月下旬であり、2024年問題によるドライバー不足により、利用者の少ない便や最終便について削減したいとのことでした。また、富士急バスからは、村補助金を増額したとしても現行どおりの運行を維持することは困難であるとも言われております。

こうした中、両者間で鋭意協議を行いしているところでありまして、現時点では結論に至っておりません。

そこで、村民への周知については、村長からも答弁いたしましたように、運行内容が決まり次第、広報紙等を活用して行ってまいります。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 仲井義晶君。

○7番（仲井義晶君） 実際我々も表を1枚、路線バス条例に対する意見交換会という表を1枚頂いただけなので、どういう中身がよく分かりませんが、実際には、もう既にほぼ高校生に対する配慮を進めているということで、父母との話し合いも進めているというような内容がありましたけれども、細かなことで聞きますと、この点については、バス路線の変更についてはないのでしょうか。また、委託運行というのはあるのでしょうか。また、三ケ木行きに接続という路線バスの項目がありますが、これについての説明をお願いします。

○議長（佐藤光栄君） 再質問ですね。

○7番（仲井義晶君） 再質問です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） まず、3点あったと思うんですけども、ダイヤの変更があるかという質問ですけども、ダイヤの変更、行先の変更等はありません。その中で削減されるものを今富士急と検討しているところでございます。

また、委託運行とは何かという質問でございましたけれども、こちらは路線バスではなく、高校生が長又から都留へ通学する高校生に対しまして、路線バスではなく唐沢で合流できるように、そのバスを委託運行するというものでございます。

また、三ケ木行きに接続とは何かという質問がございましたけれども、ただいま富士急のバスと神奈川中央バス、月夜野まで来ているバスがよい時間に接続されていないため使えない状況になっておりますので、神奈川中央バスの時間と合わせてそこから接続して、神奈川のほうに、逆に神奈川のほうから来られるような時間帯にするというものでございます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 7番議員、仲井義晶君。

○7番（仲井義晶君） 三ケ木から、三ケ木に神奈川中央に接続するということですけども、相模原のほうに聞きますと、これも同じくバスの運行の一部廃止という話が住民説明会であったようですが、これは今まで青根まで来ていたバスがなくなって、青野原までになったということなんですが、そういうことも含めての話し合いでしょうか。中身でしょうか。お聞きします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） 今、神奈川中央バスのほうが青根までが減便されるということをごちやで把握しているかということだと思っておりますけれども、そのような情報はうちのほうには来てなくてですね、神奈川中央バスのほうにもそういったことで一応ご連絡しているんですけども、言われなかったのですそういったところは検討しておりません。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 仲井義晶君。

○7番（仲井義晶君） ありがとうございます。

先ほどは村長からちょっと誤解のないようにと言われましたので、謝罪をして訂正いたします。

じゃ、2番目に移ります。

通勤、通学、通院など困難になることは必至ですが、行政として村民に不便のない対応が求められます。どのように取り組んでいるのかお聞きします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） 仲井議員の村民に不便のない対応についてのご質問にお答えさせていただきます。

現在富士急バスからの申入れを踏まえ、行政で検討・協議を行っているところです。

そこで、富士急バスに対しては、減便した場合の影響がどの程度になるのか、具体的な利用者数の実績を求めているところです。影響の度合いを勘案しながら検討していくこととなりますが、特に通学については、できるだけ影響を少なくするよう慎重に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 仲井義晶君。

○7番（仲井義晶君） 高校生の問題は喫緊の、高校生、通勤の問題は喫緊の問題であり、毎日のことですから優先順位としてはそれを始めなきゃいけないということあると思いますが、一般村民の方もパスポートを購入したりして、実際に使っている方もいらっしゃいます。それから、通院されている方もいらっしゃいます。

それで、令和4年度のアンケートによれば、都留に大体買い物に行く方が120人いらっしゃるというふうに、アンケートには載っていましたが、実際それも緊急の問題であると思いますが、その点はどうでしょうか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） 通勤・通学につきましては最優先に検討していくんですが、買い物とかで都留に行く方に対してはどうするのかという質問になるかと思います。

今のところ富士急のほうから都留の昼間の便を減便するというような申出が来ておりますけれども、まだそれは確定しておりません。ただ、都留のほうが利用が少ない便から減便するというようなことで、そちらの便を今のところうちのほうに申出されている状況ですので、先ほど言ったとおり、今現状何人乗っているかという実績を今富士急に求めていますので、その人数を見ながら最終的に決定していきたいと考えております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 仲井義晶君。

○7番（仲井義晶君） つい最近パスポートを購入された方もいらっしゃると思いますけれども、まさかこういうことがあるとは思っていませんから、そういうそうになったらパスポートを渡すときにそんな話をされたことがあるんですか。現状について。

都留に行く人がこのパスポートを買ったのに利用できなかったら困るじゃないかという話もあるんですけれども。その点の配慮をお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 住民健康課長、山口かおり君。

○住民健康課長（山口かおり君） 高齢者外出支援のほうでシルバー定期の購入をされている方が11月末現在で7名おります。この方につきましては、バスの減便になるという話については、情報としてはお伝えしておりません。今後一般の村民にはまだ広報を行っていないというふるさと振興課長の答弁がありますので、その辺が決まり次第、こちらの方につきましても広報のほうを行っていききたいと思います。

今都留のほうが減便になるかどうかについては不確定なところでございますので、その辺を見て、広報のほうは行っていききたいと思います。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 仲井義晶君。

○7番（仲井義晶君） どちらにしても、高校生だけではなく、通院、通学、あるいは一般の方々の利用も、これは全く日常的な問題なので、喫緊の問題として捉えていただいて、できるだけ早くこの問題解決に取り組んでいただきたいと思います。

では、3番にいきます。

村民全体の問題としての視点で進めて行く必要があります。村民の関心にどう向き合っ

いくのかお聞かせください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） 仲井議員の村民の関心はどう向き合っていくのかとの質問にお答えさせていただきます。

先ほども答弁してのとおり、現在富士急バスからの申入れを踏まえ、両者間で検討・協議を行っているところです。また、減便した場合の影響がどの程度になるのか、具体的な利用者数の実績を求めていくところでございます。

その上でのこととなりますが、減便は利用者の少ない便や最終便であることから、直ちに全ての村民に影響を及ぼすこととは考えておりません。なお、影響の予想される高校生の通学については、既に保護者との意見交換会を行いまして、検討を進めているところです。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 仲井義晶君。

○7番（仲井義晶君） このことについてちょっとお聞きしたいのは、集落支援員という言葉ご存じでしょうか。村長は。集落支援員という制度が総務省から制度として確立しているもので、これは、集落の問題を重点的に取り組んでいる人を各市町村が受け入れるという制度だそうですけれども。その点はどうでしょう。

○総務課長（菅谷克士君） 村長。答えましょうか。

○村長（長田富也君） 私は色んなことを勉強しましたけれども、やはり私にとって分からないことは答弁できないですけれども、ちゃんとするなら通告していただいて、そして答弁していただくように、これから気をつけてください。

以上です。

○7番（仲井義晶君） 課長の中でどなたか知っている方おられますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） ご質問は集落支援制度を知っているかということでしたが、当然総務省の制度で集落支援員の制度があって、過去に集落支援が存在していたことも存じ上げております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 仲井義晶君。

○7番（仲井義晶君） この制度について検討したことございますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 当然過去に、平成二十何年かだったと思いますが、4名の支援員がいたのも承知はしております。その後、当然検討はしていたんですけども、採用とか任命までには至っていないという経緯があったことは聞いてはおります。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 仲井義晶君、質問についてはさきに通告をしてからの質問にさせていただきたいと思いますので。この問題についてはちょっと。

○7番（仲井義晶君） 分かりました。

以上、終わります。

次は、2問目に移ります。

浄化槽対策、合併浄化槽設置問題で、移住者の登録率が低いため、合併浄化槽の設置や安全管理に問題がある。道志村ではニーズに応えたいが、登録されていないので難しい。また、山梨県でも同様の問題があり対策を検討しているので、村は県の対応待ちとしています。

つきましては、次の点についてお答えください。

6月以降に県の対策が講じられたとのことだが、具体的にはどのような取組なのかお答えください。

担当課長をお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） それでは、仲井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

山梨県では浄化槽協会と連携し、法定検査を受検していない方を対象として、個別に受検案内を順次郵送しているとのことでございます。

法定検査につきましては、浄化槽の保守点検、清掃が適切に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているか、また、放流水の水質が基準を満たしているかなどを確認するための検査となります。

道志村の対象者の方につきましては、令和7年2月ごろに郵送予定と聞いてございます。
以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 仲井義晶君。

○7番（仲井義晶君） 来年ですか、この郵送されるというのは。

この法定検査の一応要望については、いつごろ要望書を各村民に出すということなんでしょうか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） この法定検査の受検案内につきまして、道志村の対象者の方につきましては、令和7年2月ごろに郵送予定というふうに伺っております。

〔「議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 仲井義晶君。

○7番（仲井義晶君） 何人ぐらいが対象になっているんでしょうか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） あくまでも山梨県のほうに浄化槽の設置届を提出された方が、この郵送の対象になります。人数につきましては、村のほうにまだ情報として入っていない状況でございます。

以上です。

〔「議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 仲井義晶君、この浄化槽の問題について再々質問まで終わっておりますので。

○7番（仲井義晶君） 終わりましたか。失礼しました。

じゃ、以上で質問を終わります。

○議長（佐藤光栄君） 通告3番、仲井義晶君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐藤光栄君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前 11 時 15 分)

令和6年第7回道志村議会定例会

議事日程（第2号）

令和6年12月6日（金曜日）午後2時開議

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 承認第 5 号 専決処分の承認について（令和6年度道志村一般会計予算（第4回））
- 第 3 議案第52号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更の件及び財産処分の件
- 第 4 議案第53号 財産の無償譲渡について
- 第 5 議案第54号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第55号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第56号 道志村職員給与条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第57号 道志村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第58号 令和6年度道志村一般会計補正予算（第5回）
- 第10 議案第59号 令和6年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
- 第11 議案第60号 令和6年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2回）
- 第12 議案第61号 令和6年度道志村介護保険特別会計補正予算（第2回）
- 第13 議案第62号 令和6年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
- 第14 議案第63号 令和6年度道志村簡易水道事業会計補正予算（第3回）
- 第15 議案第64号 令和6年度道志村浄化槽事業会計補正予算（第2回）
- 第16 発議第 7 号 閉会中の継続調査について
- 追加日程第1 議案第65号 工事請負契約の締結について（竹之本地区法面工事）
- 追加日程第2 議案第66号 工事請負契約の締結について（道志村買い物環境整備工事（建築本体工事））

出席議員（１０名）

１番	山 口 栄 一 君	２番	佐 藤 進 君
３番	長 田 和 夫 君	４番	佐 藤 建 蔵 君
５番	半 田 博 敏 君	６番	佐 藤 広 一 君
７番	仲 井 義 晶 君	８番	佐 藤 真 澄 君
９番	杉 本 孝 正 君	１０番	佐 藤 光 栄 君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	長 田 富 也 君	教 育 長	半 田 昭 仁 君
総 務 課 長	菅 谷 克 士 君	住民健康課長	山 口 かおり 君
産業振興課長	山 口 俊 一 君	ふるさと振興課長	金 子 尚 章 君
教 育 課 長	山 口 登 美 君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 佐 藤 勇 樹 君

◎開議の宣告

- 議長（佐藤光栄君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。
よって、これより会議を開きます。

（午後2時00分）

◎諸般の報告

- 議長（佐藤光栄君） 日程第1、諸般の報告を行います。

総務文教常任委員長、佐藤建蔵君。

〔「はい議長」という声あり〕

- 議長（佐藤光栄君） 佐藤建蔵君。

〔総務文教常任委員長 佐藤建蔵君 登壇〕

- 総務文教常任委員長（佐藤建蔵君） 総務文教委員会から報告いたします。

付託された請願につきましては、12月4日に委員会を開催し協議した結果、期間を短くさらに審議する必要があるため、閉会中の継続審査をすることとし、3月の定例会に議案を提出することと決定しましたので、ここに報告いたします。

以上です。

- 議長（佐藤光栄君） 以上で諸般の報告を終わります。
-

◎日程の追加

- 議長（佐藤光栄君） お諮りします。

12月4日、村長より議案第65号 工事請負契約の締結について（竹之本地区法面工事）及び議案第66号 工事請負契約の締結について（道志村買い物環境整備工事（建築本体工事））の2案件が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として、日程の順番を変更し、日程第16号より先に議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 議長（佐藤光栄君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第1、議案第65号 工事請負契約の締結について（竹之本地区法面工事）及び追加日程第2、議案第66号 工事請負契約の締結について（道志村買い物環境整備工事

(建築本体工事)) の 2 案件について議題とし、日程第16号より先に議題とすることに決定しました。

◎承認第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤光栄君） 日程第 2、承認第 5 号 専決処分の承認について（令和 6 年度道志村一般会計補正予算（第 4 回））を議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 承認第 5 号 専決処分の承認についてご説明いたします。

令和 6 年度道志村一般会計補正予算（第 4 回）については、9 月議会定例会終了後、令和 6 年10月 9 日の衆議院議員解散に伴い、第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査が執行されることとなり、歳入歳出予算において補正の必要が生じたため、地方自治法第179条第 1 項の規定により、令和 6 年10月 9 日に専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

補正の内容は、第 1 条、歳入歳出予算で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 369 万 7, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 26 億 775 万 1, 000 円とするものです。

歳入の内容は、県支出金で総務費委託金の衆議院議員選挙委託金で 369 万 7, 000 円の増額。

歳出については、1 款総務費の選挙費において、衆議院議員選挙費 369 万 7, 000 円を増額するものです。

なお、詳細につきましては、第 1 表 歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議の上、ご承認を賜りたくお願い申し上げます。

○議長（佐藤光栄君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 討論なしと認めます。

これより承認第5号について採決いたします。

お諮りします。

承認第5号について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 異議なしと認めます。

よって、承認第5号 専決処分の承認について（令和6年度道志村一般会計補正予算（第4回））については、原案のとおり承認しました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤光栄君） 日程第3、議案第52号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合同規約の変更の件及び財産処分の件について議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 議案第52号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合同規約の変更の件及び財産処分の件について、ご説明いたします。

現在、山梨県市町村総合事務組合において共同処理している住民の交通災害共済事業に関し、令和7年度を加入募集の最終年度とした上で、令和9年度末に交通共済事業を廃止するため、地方自治法第286条第1項の規定により、組合の共同処理する事務を変更し及び山梨県市町村総合事務組合同規約を変更する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

また、交通共済事業の廃止に伴い、同法第289条の規定により財産処分を行う必要があり、これらのことから、同法第286条第1項及びの規定により、全組織団体の協議を行い、山梨県知事の許可を受けるものであります。

以上が、議案第52号の内容になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤光栄君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 討論なしと認めます。

これより議案第52号について採決いたします。

お諮りします。

本案件について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合同規約の変更及び財産処分の件は、原案のとおり決定しました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤光栄君） 日程第4、議案第53号 財産の無償譲渡について議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） それでは、議案第53号 財産の無償譲渡についてご説明申し上げます。

道志村が所有する財産の無償譲渡につきまして、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

無償で譲渡する財産については、平成20年度に総務省の地域情報通信基盤整備推進交付金を活用し、道志村地域情報通信基盤整備事業により整備した光ファイバーケーブルなど一式となります。

譲渡する相手方については、東京都港区西新橋3-22-8、東日本電信電話株式会社東京事業部事業部長、鈴木康一となります。

無償で譲渡する理由は、平成20年度に、村において民間事業者が採算面で容易に布設できない村内全域への光ファイバーケーブルの整備を行ったが、10年の耐用年数を経過し、今後多額の更新費用が見込まれるため、当初から維持管理及びサービス提供を行っている通信事

業者に無償で譲渡することにより、財政負担を軽減するほか、インターネット利用者に継続的、安定的な提供を行うためとなります。

無償で譲渡する日は、令和7年4月1日となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤光栄君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 討論なしと認めます。

これより議案第53号について採決いたします。

お諮りします。

本案件について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号 財産の無償譲渡については原案のとおり決定いたしました。

◎議案第54号から議案第57号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤光栄君） 日程第5、議案第54号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例から日程第8、議案第57号 道志村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例までの4案件を一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） それでは、議案第54号から57号についてご説明させていただきます。

まず、議案第54号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和6年の人事院及び山梨県人事委員会の勧告を踏まえ、職員の期末手当の支給月額について0.1月引き上げる条例の改正に伴い、議会議員の期末手当の支給月数を、職員及び特別職の引上げに準じて0.1月引き上げるものです。

改正内容は、第1条で条例第6条2項中「12月に支給する場合においては、100分の185.0」を「12月に支給する場合においては100分の195.0」に改正するものです。

また、第2条で条例第6条第2項中「100分の185.0」を「100分の190.0」に、「100分の195.0」を「100分の190.0」に改正するものです。

なお、附則第1条で、施行期日を改正条例第1条が公布の日から、第2条が令和7年4月1日から施行すると定め、附則第2条で、改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすこととしております。

以上が、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の内容でございます。

続いて、議案第55号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和6年の人事院及び山梨県人事委員会の勧告を踏まえ、職員の期末手当及び勤勉手当の支給月額について0.1月引き上げる条例の改正に伴い、特別職の期末手当の支給月数を、職員の引上げに準じて0.1月引き上げるものであります。

改正内容は、第1条で第5条第3項中「12月に支給する場合においては100分の225.0」を「12月に支給する場合においては100分の235.0」に改め、第2条で第5条3項中「100分の225.0」を「100分の230.0」に、「100分の235.0」を「100分の230.0」に改めるものです。

なお、附則第1条で、施行期日を改正条例第1条が公布の日から、第2条の規定が令和7年4月1日から施行すると定め、附則第2条で、改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすこととしております。

以上が、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の

内容となります。

続いて、議案第56号 道志村職員給与条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

道志村職員給与条例の一部を改正する条例につきましては、令和6年の人事院及び山梨県人事委員会の勧告を踏まえ、職員の給料月額を、初任給をはじめ特に若年層の給与に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全給料表を引き上げ、諸手当についても、寒冷地手当や医師等の初任給調整手当を引き上げ、期末手当及び勤勉手当の支給月額についても合わせて0.1月引き上げるため、道志村職員給与条例について所要の改正を行うものであります。

改正内容は、第1条で第9条の2第1項第1号中「月額41万4,800円」を「月額41万6,600円」に改め、同項第2号中「月額5万800円」を「月額5万1,600円」に改め、第11条第2項第1号中「1万7,800円」を「1万9,800円」に改め、同項第2号中「1万200円」を「1万1,400円」に改め、同項第3号中「7,360円」を「8,200円」に改め、第17条2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の75」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の60」を「100分の65」に改めるものです。

また、第2条で第17条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の75」を「100分の72.5」に、「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の65」を「100分の62.5」に改め、第17条の4第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の55」を「100分の52.5」に、「100分の65」を「100分の62.5」に改めるものであります。

なお、附則第1条で、施行期日を改正条例第1条が公布の日から、第2条の規定が令和7年4月1日から施行すると定め、改正後の道志村職員給与条例別表第2から別表第2の4までの規定は令和6年4月1日から、改正後の条例第17条第2項、第17条第3項及び第17条の4第2項の規定は令和6年12月1日から適用し、附則第2条で、改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の道志村職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなし、附則第3条で、前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしております。

以上が、道志村職員給与条例の一部を改正する条例の内容になります。

続いて、議案第57号 道志村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を

改正する条例についてご説明いたします。

令和6年の人事院及び山梨県人事委員会の勧告を踏まえ、道志村職員給与条例の一部が改正されるため、全ての会計年度任用職員についても全給料表を引き上げ、期末手当及び勤勉手当の支給月額についても併せて0.1月引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

また、第1条では条例の修正をするものであります。

なお、附則第1条で、施行期日を改正条例第1条が公布の日から、第1条の規定による改正後の道志村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例別表第2から別表第2の4までの規定は令和6年4月1日から適用し、附則第2条で改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の道志村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなし、附則第3条で、前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしております。

以上が、道志村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の内容になります。

以上、議案第54号から議案57号までの説明とさせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（佐藤光栄君） 以上、4案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 質疑なしと認めます。

次に、4案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 討論なしと認めます。

これより議案第54号から議案第57号までの4案件について採決いたします。

お諮りします。

4案件について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す

る条例から議案第57号 道志村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、以上4案件は原案のとおり決定いたしました。

◎議案第58号から議案第64号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤光栄君） 日程第9、議案第58号 令和6年度道志村一般会計補正予算（第5回）から日程第15、議案第64号 令和6年度道志村浄化槽事業会計補正予算（第2回）までの7案件を一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） まず、議案第58号 令和6年度道志村一般会計補正予算（第5回）についてご説明いたします。

令和6年度道志村一般会計補正予算（第5回）につきましては、第1条、歳入歳出予算で、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,736万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億6,511万1,000円とするものです。

補正の主な内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、14款国庫支出金で、障害者自立支援給付費の増額、社会福祉費補助金で戸籍ふりがな通知書作成業務による国庫補助金の増額により408万3,000円の増額。

15款県支出金は、山梨県物価高騰対策子育て世帯応援臨時交付金で100万円の増額、山梨県再配達削減推進事業費補助金で60万円増額するなど、245万9,000円の増額。

17款寄附金で、子育て支援寄附金として、鮎釣り大会からの補助金5万3,000円の増額。

18款繰入金では、ふるさと納税を原資とした、人と自然が輝く水源の郷づくり道志村応援基金より1,000万円、財政調整基金より3,311万8,000円など、4,309万5,000円の増額。

21款村債は、総務債及び土木債で事業費の増額により770万円増額し、歳入合計5,736万円の増額となっております。

次に、歳出につきましては、令和6年の人事院及び山梨県人事委員会の勧告を踏まえた職員等の給与の引上げによる人件費の増額のほか、1款議会費において、議員共済費や費用弁償の不用額を精査し、154万4,000円の減額。

2款総務費において、コンビニ建設及び造成工事費、開店準備金負担金の増額のほか、光ケーブル修繕・移転費用で増額し、3,168万2,000円の増額。

3 款民生費において、温泉施設利用料金助成券交付事業で利用者の増加による増加のほか、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金、障害者介護給付費、道志村物価高騰対策子育て世代応援臨時給付金事業などで増額し、1,692万3,000円の増額。

4 款衛生費において、国民健康保険診療所特別会計への繰出金の増額など459万6,000円の増額。

6 款農林水産業費では、鳥獣害防止さくや農業用水路の修繕費など289万1,000円の増額。

7 款商工費では、再配達削減推進事業費補助金等で増額し、269万8,000円の増額。

8 款土木費においては、簡易水道事業、浄化槽事業の公営企業会計への繰出金の減額のほか、公民館裏のり面工事の委託料で減額があり、603万1,000円の減額。

9 款消防費では、民家敷地に設置されている消火栓の移設工事費で63万6,000円の増額。

10 款教育費においては、人件費のほかに、やまゆりセンター施設修繕費など増額があり、合わせて550万9,000円の増額となっております。

次に、第2条、地方債補正は、充当している事業費の確定により、過疎対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債で増額し、770万円の増額。

第3条、繰越明許費では、総務費の買い物環境整備事業費のコンビニ工事費で1億2,636万1,000円、土木費で公民館裏の竹之本のり面工事費で1億円を繰り越すものとなっております。

なお、詳細につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 住民健康課長、山口かおり君。

○住民健康課長（山口かおり君） それでは、議案第59号 令和6年度道志村国民健康保険特別補正予算（第2回）についてご説明いたします。

補正につきましては、第1条において、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ612万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,599万2,000円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、3 款国庫支出金176万2,000円の増額、6 款県支出金1,280万4,000円の減額、8 款繰入金492万2,000円を増額するものです。

歳出につきましては、1 款総務費184万8,000円の増額、2 款保険給付費796万8,000円を減額するものです。

なお、詳細につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

続きまして、議案第60号 令和6年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2回）についてご説明いたします。

補正につきましては、1条において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ385万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,352万2,000円とするものであります。

また、第2条において、既定の地方債の補正は第2表 地方債補正によると定めています。主な補正の内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、3款繰入金393万5,000円の増額、7款村債200万円の増額、9款県支出金208万4,000円を減額するものです。

歳出につきましては、1款総務費212万2,000円の増額、2款医業費172万9,000円を増額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

続きまして、議案第61号 令和6年度道志村介護保険特別会計補正予算（第2回）についてご説明いたします。

補正につきましては、第1条において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,607万4,000円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1款保険料25万3,000円の増額、3款国庫支出金27万5,000円の増額、4款支払基金交付金29万7,000円の増額、5款県支出金13万8,000円の増額、6款繰入金13万7,000円を増額するものです。

歳出につきましては、2款保険給付費110万円増額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

次に、議案第62号 令和6年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）についてご説明いたします。

補正につきましては、第1条において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ349万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,181万7,000円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、6 款繰入金349万2,000円を増額するものです。

歳出につきましては、1 款総務費 5 万5,000円の増額、2 款後期高齢者医療負担金338万4,000円の増額、3 款保険事業費 5 万3,000円を増額するものです。

なお、詳細につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） それでは、議案第63号 令和 6 年度道志村簡易水道事業会計補正予算（第 3 回）についてご説明させていただきます。

今回の補正につきましては、水道施設の修繕費の増額や不用額見込みによる給与、手当の減額、消費税申告額の減額等が主な補正内容となります。

第 2 条、収益的収入及び支出の補正は、収入、第 1 款簡易水道事業収益は、既決予算額 7,159万8,000円から営業外収益146万2,000円を減額し、簡易水道事業収益の総額を7,013万6,000円とするものでございます。

支出、第 1 款簡易水道事業費用は、既決予算額7,159万8,000円から営業費用215万3,000円の減額、特別損失69万1,000円の増額、合わせて146万2,000円を減額し、簡易水道事業費用の総額を7,013万6,000円とするものでございます。

第 3 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与等を558万4,000円とするものでございます。

第 4 条、他会計からの補助金は、一般会計から補助を受ける金額を6,936万1,000円とするものでございます。

なお、補正予算の詳細につきましては、予算に関する説明書のとおりでございます。

続きまして、議案第64号 令和 6 年度道志村浄化槽事業会計補正予算（第 2 回）についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、人事院勧告に基づく、給与の増額や不用額見込みによる手当の減額、合併処理浄化槽設置整備事業補助において申請見込みによる減額、消費税申告額の減額等が主な補正内容となります。

第 2 条、収益的収入及び支出の補正は、収入、第 1 款浄化槽事業収益は既決予算額 1 億 2,201万2,000円から営業外収益339万6,000円を減額し、浄化槽事業収益の総額を 1 億1,861万6,000円とするものでございます。

支出、第1款浄化槽事業費用は、既決予算額1億2,201万2,000円から営業費用526万3,000円の減額、特別損失186万7,000円の増額、合わせて339万6,000円を減額し、浄化槽事業費用の総額を1億1,861万6,000円とするものでございます。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与等を1,717万3,000円とするものでございます。

第4条、他会計からの補助金は、一般会計から補助を受ける金額を7,219万8,000円とするものでございます。

なお、補正予算の詳細につきましては予算に関する説明書のとおりでございます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤光栄君） 以上、7案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 質疑なしと認めます。

次に、7案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 討論なしと認めます。

これより議案第58号から議案第64号までの7案件について採決いたします。

お諮りします。

7案件について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号 令和6年度道志村一般会計補正予算（第5回）から議案第64号 令和6年度道志村浄化槽事業会計補正予算（第2回）、以上7案件は原案のとおり決定しました。

◎議案第65号及び議案第66号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤光栄君） 追加日程第1、議案第65号 工事請負契約の締結について（竹之本地区法面工事）及び追加日程第2、議案第66号 工事請負契約の締結について（道志村買い物環境整備工事（建築本体工事））の2案件を一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） それでは、議案第65号 工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

令和6年11月29日、指名競争入札に付した竹之本地区法面工事について、次のとおり請負契約をするため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものです。

契約の目的、竹之本地区法面工事。契約の方法、指名競争入札により契約。契約の金額、6,479万円。契約の相手方、山梨県南都留郡道志村9650番地、渡建工業株式会社、代表取締役、渡辺由美子。

提案理由としましては、議会の議決すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例により、議会の議決を経る必要があるので、この案件を提出するものであります。

続いて、議案第66号 工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

令和6年12月2日、随意契約に付した道志村買い物環境整備工事（建築本体工事）について、次のとおり請負契約をするため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものです。

契約の目的、道志村買い物環境整備工事（建築本体工事）。契約の方法、随意契約による契約。契約の金額、7,260万円。契約の相手方、山梨県都留市夏狩1719番地、株式会社関山建設、代表取締役、関山俊寿。

提案理由としましては、議会の議決すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例により、議会の議決を経る必要があるので、この案件を提出するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤光栄君） 以上、2案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 質疑なしと認めます。

次に、2案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 討論なしと認めます。

これより議案第65号及び議案第66号の2案件について採決いたします。

お諮りします。

2案件について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号 工事請負契約の締結について（竹之本地区法面工事）及び議案第66号 工事請負契約の締結について（道志村買い物環境整備工事（建築本体工事））の2案件は原案のとおり決定しました。

◎閉会中の継続調査について

○議長（佐藤光栄君） 日程第16、発議第7号 閉会中の継続調査について議題といたします。

本件は、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員長、各常任委員長から、閉会中の所管事務等の継続調査及び委員会活動を推進するため、研修等実施の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長、各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務等の継続調査及び研修等実施に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長、各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務等の継続調査及び研修等実施に付することに決定いたしました。

以上で議事は全て終了しました。

◎村長挨拶

○議長（佐藤光栄君） ここで、閉会に当たり、長田村長から挨拶をお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 村長、長田富也君。

〔村長 長田富也君 登壇〕

○村長（長田富也君） 令和6年第7回道志村議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、12月3日の開会から本日まで、慎重かつ熱心に審議を賜り、令和6年度一般会計補正予算（第5回）など、ほか追加議案2件を含め16の案件について

て、ご承認、ご同意いただき、誠にありがとうございました。

また、全員協議会では、村の様々な課題について多岐にわたり熱心にご審議をいただき、大変貴重なご意見を賜ることができました。

協議会の中でご意見のあった、テレビが受信できない地域の問題については、テレビは個人の娯楽のみならず、防災などの情報源としても重要なものであると認識しておりますので、その重要性も考慮し、村としてもできる限りご支援できるよう検討してまいりたいと思っております。

さて、令和6年を振り返ってみますと、まず4月26日に役場の新庁舎の落成式が挙行され、無事に新庁舎を開庁することができました。令和2年に庁舎整備検討委員会からの答申を受け進めてまいりました新庁舎の建設は、議会の皆様や住民の皆様のご理解とご協力により完成しております。

この整備した新庁舎は、先人から受け継いだ歴史あるこの村を、これからの子や孫たちに託すため、庁舎として機能を十分に備えた建物となっており、これから整備する村民会館、仮称でございますけれども、の機能を加え、村の防災拠点としての役割も確保し、村民が安心して暮らせる環境を計画的に整備しているものであります。

私は、村長に就任した11年前より、一貫してインフラ整備の重要性を訴えてまいりました。特に、県道都留道志線新道坂トンネルの事業化は、住民の皆様の安心・安全な暮らしをお守りするために欠くことのできないものであります。

この村民の暮らし向上のためのインフラ整備事業については、県や国へ10年以上続けてきた要望がようやく実り、開会の挨拶でも申し上げましたとおり、県のご理解をいただくことができ、県の事業評価委員会において必要性が高い事業として評価をいただくことができました。

庁舎の建設に加え、県道都留道志線新道坂トンネルの事業化のほか、国道413号の強靱化は、村民の皆様の安心・安全な暮らしの確保のためには重要な事業であり、引き続き県や国に要望を続けてまいりたいと思いますので、議員の皆様においても、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、今年度より取り組んでおります子育て支援パッケージ事業は、日本でもトップクラスの子育て環境を創出できたと思っております。村の活性化のためにも、若者世代の定住が図れるよう、これからも皆様からのご意見を伺いながら、事業を推進、検証してまいりたいと思っております。

今後も、村民の皆様が、安心・安全で豊かな村づくりの実現を実感でき、そして「住んでみたい村・住んでよかった村」と言ってもらえる村となるよう一生懸命取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましても、引き続きご理解、ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

終わりに、冬の寒気が身にしみる頃となりましたが、議員の皆様におかれましては、健康にご留意され、ますますのご活躍をいただきますようご祈念申し上げまして、令和6年第7回道志村議会定例会閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉議の宣告

○議長（佐藤光栄君） これで本日の日程はすべて終了しましたので、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（佐藤光栄君） これをもって令和6年第7回道志村議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後2時51分）

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
